

熊本地震で被災された方、所得税等の還付申告の期限が近づいています！

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、熊本国税局にあっせん —

九州管区行政評価局（局長 ^{みやた しょういち} 宮田 昌一）は、平成 28 年熊本地震（以下「熊本地震」という。）で被災された方から、被災者に対する所得税等の還付に係る行政相談を受けました。

災害により住宅や家財等に損害を受けた方は、所得税法又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（以下「災害減免法」という。）に基づき、所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の還付を受けられる場合があります。

当局が熊本国税局における上記の制度の周知状況を調査したところ、熊本地震が発生した平成 28 年度以降、様々な方法で被災者への周知が図られていましたが、当局に行政相談が寄せられていることからみて、震災から約 4 年が経過した現在でも、いまだ還付を受けていない方が存在する可能性があります。

また、平成 28 年に生じた住宅や家財等の損失については、令和 3 年 12 月末までに申告しなければ還付を受けられなくなること等について、周知が十分でない状況がみられました。

当局は、本件について、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長 ^{いしもり ひさひろ} 石森 久広 西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授）に諮り、その結果を踏まえ、本日、熊本国税局に対し、被災者に対する所得税等の減免措置や還付申告の手続について、改めて周知徹底を図ること等を内容とするあっせんを行いました。

【行政相談の内容】

私が現在入居するマンションは、約 4 年前の平成 28 年熊本地震により被災した。以前、自宅の郵便受けに、災害により住宅や家財に損害を受けた場合の所得税の還付に係るチラシが入っていたため、疑問に感じつつも税務署に確認したところ、確定申告を行えば所得税の還付を受けられるとのことであった。このため、マンションの管理会社を通じて必要書類を準備し、税務署で確定申告を行ったところ、苦労はしたが、所得税の還付を受けることができた。今回、私は、郵便受けに入っていたチラシを見て直接税務署に問い合わせたため、所得税の還付に係る情報を得ることができたが、一般にはあまり知られていないのではないかと。

熊本国税局は、災害により住宅や家財に損害を受けた場合、確定申告により所得税の還付が受けられることを周知徹底してほしい。

本件照会先

総務省九州管区行政評価局 総務行政相談部
首席行政相談官 内里 清和
電 話：092-431-7136（直通）
メー ル：ksy32@soumu.go.jp

＜あっせんの概要＞

制度の概要

- ① 災害等により住宅や家財等に損害を受けた方は、下表の二つの方法のうち、いずれか有利な方法で、所得や損害の程度に応じ、**所得税等の減免(納め過ぎた分の還付)**を受けられる場合あり
- ② 一方、還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日(所得税等の場合、翌年1月1日)から**5年間行使しないことによって、時効により消滅**

表 所得税法に基づく雑損控除と災害減免法に基づく軽減・免除の比較

	所得税法（雑損控除）	災害減免法														
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 （棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産 ^(注1) は除かれます。）	住宅や家財 ただし、損失額 ^(注2) が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。														
控除額の計算 又は 所得税及び復興特別所得税の軽減額	控除額は次の①と②の算式で計算した金額のうち、いずれか多い方の金額です。 ① <table><tr><td>損失額^(注2)</td><td>－</td><td>所得金額の10分の1</td></tr></table> ② <table><tr><td>損失額^(注2)のうち 災害関連支出の金額</td><td>－</td><td>5万円</td></tr></table> ※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。	損失額 ^(注2)	－	所得金額の10分の1	損失額 ^(注2) のうち 災害関連支出の金額	－	5万円	軽減額等は次のとおりです。 <table><tr><th>その年分の所得金額</th><th>所得税及び復興特別所得税の軽減額</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>500万円超 750万円以下</td><td>2分の1の軽減</td></tr><tr><td>750万円超 1,000万円以下</td><td>4分の1の軽減</td></tr></table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
	損失額 ^(注2)	－	所得金額の10分の1													
損失額 ^(注2) のうち 災害関連支出の金額	－	5万円														
その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額															
500万円以下	全額免除															
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減															
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減															
参考事項	・その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。 ・災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります。 ・災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除きます。）、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年（やむを得ない事情がある場合には3年）以内に支出したものが対象となります。	・原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 ・減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。														

(注) 1 生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。
 2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補填される金額を控除した金額をいいます。

(注) 国税庁のホームページによる。

当局の調査結果

- ① 熊本国税局は、平成 28 年 4 月の発災直後から随時、以下のような方法により、熊本地震の被災者に対する所得税等の減免措置に係る周知を実施。この一部は、29 年度以降においても引き続き実施
- ・罹災証明書の取得者に対するダイレクトメール(雑損控除計算書作成会の開催案内)の送付
 - ・被災者、地方公共団体、関係団体等を対象とした各種説明会等の開催
 - ・市町村広報誌、住民情報誌、地元経済誌等への情報掲載依頼
 - ・新聞、テレビ、ラジオ等による報道 ・国税庁ホームページへの情報掲載
 - ・仮設住宅等へのポスター掲示 ・マンション管理組合や宅地建物取引業協会への周知依頼 等
- ② しかし、当局に本件のような行政相談が寄せられていることからみて、震災から約 4 年が経過した現在においても、所得税等の還付を受けていない方が存在する可能性あり。また、以下のとおり、被災者に対する周知が十分でない事例も

【事例 1】 所得税等の還付には消滅時効があることが、十分に注意喚起されていない。

- 制度の概要②のとおり、還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から 5 年間行使しないことによって、時効により消滅
 - このため、熊本地震で被災された方の場合、平成 28 年に生じた住宅や家財等の損失に係る所得税等の還付を受けるためには、令和 3 年 12 月 31 日までの間に申告を行う必要あり
- ⇒ しかし、国税庁ホームページ内の熊本国税局のページや熊本地震で被災した 3 市町村の広報誌では、令和 3 年 12 月 31 日までに申告を行わなければ還付を受けられなくなることについて注意を促す記載はなし

【事例 2】 一部の市町村広報誌では、被災者に対する所得税等の減免措置に係る情報が掲載されておらず、平成 28 年に生じた住宅や家財等の損失に係る還付申告の期限が近づいてきたことから、改めて掲載依頼を行う余地がある。

- 熊本国税局は、管内(熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県)の全市町村に対し、被災者に対する所得税等の減免措置に係る情報を市町村広報誌に掲載するよう依頼
 - 当局が、上記 3 市町村の広報誌(いずれも、所得税等の確定申告に係る情報量が多い令和 2 年 1 月号)を確認したところ、いまだ申告を行っていない被災者は所得税等の減免措置を受けられる場合があることや、被災者向けの申告相談会等の開催について案内しているものがある一方、そうした情報が掲載されていないものもあり
- ⇒ 平成 28 年に生じた住宅や家財等の損失に係る還付申告の期限が近づいてきたことから、熊本国税局から管内の市町村に対し、被災者に対する所得税等の減免措置に係る情報を広報誌に掲載するよう、改めて依頼する余地あり

行政苦情救済推進会議の意見

- 1 災害により住宅や家財等に損害を受けた場合に、所得税等の還付を受けられる可能性があることを改めて周知し、申告を行うきっかけを作る必要がある。このため、制度や手続を知らない者が申告を行うきっかけとなるような周知の内容及び方法について検討し、その徹底を図る必要がある。
- 2 熊本地震の被災者については、平成 28 年に生じた住宅や家財等の損失について令和 3 年 12 月 31 日までの間に還付申告を行わなければ、消滅時効により所得税等の還付を受けられなくなることを、特に周知する必要がある。この点については、直ちに取り組んでいただきたい。

これを受けて、熊本国税局に以下をあっせん

熊本地震により住宅や家財等に損害を受けたものの、所得税等の減免措置を受けられることを知らず、いまだ還付申告を行っていない者が存在すると考えられる。これらの者に対し、被災者に対する所得税等の減免措置について周知を図る観点から、熊本国税局は、以下の措置を講ずる必要がある。

- 1 被災者に対する所得税等の減免措置や還付申告の手続を知らない者が申告を行う端緒となるような周知の内容及び方法について検討し、その徹底を図ること。
- 2 1の周知に当たっては、i)平成 28 年に生じた住宅や家財等の損失については、令和 3 年 12 月 31 日までの間に還付申告を行わなければ所得税等の還付を受けられなくなること、ii)還付申告は、確定申告期間とは関係なく随時申告が可能であること等、熊本地震の被災者にとって重要性の高い情報を明示すること。

【行政苦情救済推進会議とは】

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情の救済を推進するために設置。以下の方々に構成

(座長) 石森 久広 (西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)

(委員) 久留 百合子 (消費生活アドバイザー)

三木 和信 (福岡行政相談委員協議会会長)

高木 直人 (公益財団法人九州経済調査協会理事長)

戸江 千枝 (税理士)

坂井 政美 (株式会社西日本新聞社論説委員長)

三浦 邦俊 (弁護士)

《別 紙》

1 被災者に対する所得税等の減免措置に関する法律の規定

○ 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）＜抜粋＞

（雑損控除）

第七十二条 居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（第六十二条第一項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）及び第七十条第三項（被災事業用資産の損失の金額）に規定する資産を除く。）について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合（その災害又は盗難若しくは横領に関連してその居住者が政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、その年における当該損失の金額（当該支出をした金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。以下この項において「損失の金額」という。）の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

- 一 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）が五万円以下である場合（その年における災害関連支出の金額がない場合を含む。） その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額
 - 二 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合 その年における損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額と前号に掲げる金額とのいずれか低い金額
 - 三 その年における損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合 五万円と第一号に掲げる金額とのいずれか低い金額
- 2 前項に規定する損失の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 3 第一項の規定による控除は、雑損控除という。

○ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号） ＜抜粋＞

第二条 災害により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者で被害を受けた年分の所得税法第二十二条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「合計所得金額」という。）が千万円以下であるもの（当該災害による損失額について同法第七十二条第一項の規定の適用を受けない者に限る。）に対しては、政令の定めるところにより、当該年分の所得税の額（延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）を、次の区分により軽減し又は免除する。

合計所得金額が五百万円以下であるとき 当該所得税の額の全部

合計所得金額が七百五十万円以下であるとき 当該所得税の額の十分の五

合計所得金額が七百五十万円を超えるとき 当該所得税の額の十分の二・五

2 還付金等の消滅時効に関する法律の規定

○ 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）＜抜粋＞

（還付金等の消滅時効）

第七十四条 還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 第七十二条第二項及び第三項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力等）の規定は、前項の場合について準用する。